

動物は正しく飼いましょう

令和5年度は、人が犬にかまれる事故が県内で223件発生しました。次のことに注意して、事故などを防止しましょう。



- 犬の放し飼いは禁止です。犬の散歩は制御できる人が、短い引き綱で行ってください。犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出て、かんだ犬に狂犬病の疑いがないか、獣医師の検診を受けてください。
- 狂犬病は人にもうつり、発症するとほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務なので、必ず行ってください。
- 猫は屋内で飼いましょう。ふん尿や鳴き声による周辺への被害を防ぎ、感染症などの危険から猫や人を守ることができま

- 犬の放し飼いは禁止です。犬は避け、かまれたり、引つかれたりしないように注意してください。
- 迷子札やマイクロチップをつけて、首輪などに連絡先を記入してください。
- 動物を飼えなくなったら、新しい飼い主を探してください。
- 動物愛護センターでは、定期的に「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を開催しています。動物愛護やしつけ方、動物由来の感染症などについて、講師を派遣することもできるので、問い合わせてください。

問い合わせ先

- 千葉県海匝保健所
0479・22・0206
- 八日市場地域保健センター
0479・72・1281
- 千葉県動物愛護センター
0476・93・5711

はたちの節目を祝う 令和7年 旭市二十歳のつどい

対象／平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人
日時／令和7年1月12日(日) ●受け付け：午前9時～
●開式：午前10時
場所／東総文化会館 大ホール
案内状の送付／令和6年11月1日時点で旭市に住所がある人には、11月下旬に案内状が届きます。就職や進学などにより市外へ転出した人で参加を希望する場合は、生涯学習課に連絡するか、市ホームページにある送付先変更フォームに必要事項を記入し送信してください。
くわしい内容は、市ホームページで確認できます。



申し込み・問い合わせ先
生涯学習課社会教育班 (☎85-8627)

届け出が必要です 国民健康保険の 第三者行為による治療

国民健康保険に加入している人が、第三者(加害者)の行為による病気やけがの治療に保険証を使う場合は、別表のとおり事前の届け出が必要です。また、自損事故の場合も事前の届け出が必要です。

第三者行為による病気やけがの例

- 交通事故 ※警察に届け出が必要です。
- 暴力や傷害行為を受けた
- 他人のペットにかまれた など

国民健康保険が使えない場合の例

- 飲酒運転や無免許運転などの悪質な法令違反、未届けの交通事故
- 雇用者が負担すべきものや、労働災害の対象になる事故
- 犯罪行為や故意の事故、自傷行為 など

【別表】原因と届け出の方法

病気やけがの原因	届け出の方法
第三者行為による病気やけが(交通事故や傷害など)	①保険年金課に「被保険者証の使用許可申請書」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診 ③病院を受診後、速やかに「第三者行為による傷病届」を保険年金課に提出
自分自身での転倒や衝突などのけが(自損事故)	①保険年金課に「被保険者証の使用許可申請書」を提出 ②発行された「許可書」を持って病院を受診
通勤中・業務中の病気やけが	①「労働者災害補償保険(労災)」などの適用となる場合があるので、事業所(会社)に相談

※申請書などは、市ホームページから入手できます。

申し込み・問い合わせ先
保険年金課国民健康保険班 (☎62-5331)